

平成23年3月30日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

社団法人日本産科婦人科学会

理事長 吉村 泰典



社団法人日本産婦人科医会

会長 寺尾 俊彦



東北地方太平洋沖地震被災者妊婦健康診査公費負担制度の取扱いについて(要望)

日頃より、「母子の生命健康を保護するとともに女性の健康を保持・増進することをもって国民の保健の向上に寄与する」を目的としている両会に関し、特段のご配慮をいただき、深く感謝申しあげます。

さて、東北地方太平洋沖地震被災者にかかる妊婦健康診査公費負担制度の取り扱いについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課から平成23年3月18日事務連絡でご指示いただいたところです。ご指示通り運用を開始しておりますが、妊婦さんの安心・安全を担保する上で問題が発生しております。それは、妊婦健康診査公費負担制度に係わる受診券の交付を避難先自治体で受ける以前の医学的検査等のデータが全くないことです。安全な妊娠・分娩経過を担保するための検査であるため、必ず実施し確認しておかなければなりません。しかし、現行制度では、再度の検査への補助は認められておりません。このままでは、検査費用を自費診療として行わざるを得ないことになり、お気の毒な状況にある妊婦さんにさらに負担していただくことになります。

妊娠初期用の（検査費用補助を含む）受診券を再度使用できるようにすることも一法と考えますが、現行制度のままでは困難であると承っております。避難された妊婦さんが新たな経済的負担をこうむることなく、安心して安全な出産をしていただくことのできる解決策を至急講じていただきたいと要望するものであります。